

憲法しんぶん 速報版
 発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
 ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2022年5月2日(月)
 NO. 1267号
 本号4頁

**「憲法審査会で何が語られているか。4・28 国会議員会館前緊急集会
 ～9条など自民党改憲4項目の議論をなし崩しで進めるな～」**

改憲問題対策法律家6団体連絡会・総がかり行動実行委員会は、憲法審査会の審議や運営上の問題点を広げ、改憲阻止の運動を広げようと、4月28日昼、国会議員会館前で「憲法審査会で何が語られているか。4・28 国会議員会館前緊急集会～9条など自民党改憲4項目の議論をなし崩しで進めるな」を行いました。急な呼びかけにも関わらず100人が参加しました。

改憲派が憲法審査会の開催を強行し続け、改憲議論を進めようとしていることに対し、憲法審査会の現状と問題点を明らかにして共有し、改憲阻止の運動を広げていくことが重要になっているとの発言が続きました。

社民党の新垣邦男衆議院議員、日本共産党の赤嶺政賢衆議院議員、立憲民主党の近藤昭一衆議院議員があいさつしました。

改憲問題対策法律家6団体連絡会の宮坂浩弁護士が主催挨拶を行い、自民党、公明党、日本維新の会の3党が公職選挙法ならびの3項目の国民投票法の改正案を衆議院に出したことを紹介。自民党が敵の指揮命令機能などを攻撃する「反撃能力」の保有や防衛費増などを盛り込んだ提言を岸田首相に提出したことに触れ、「敵基地能力を反撃能力に変更したが、指揮統制機能への攻撃は、例えば首相官邸や防衛省を攻撃する能力を持つということだ。防衛費を今の2倍にするなど、専守防衛を逸脱し軍事費を拡大するものだ」と批判しました。



総がかり行動実行委員会共同代表の高田健さんは、「憲法審査会をずっと傍聴してきたが、与野党が一致して運営がされていたものが今年の総選挙以降、改憲派が乱暴な運営をしている。多数決でものごとを決めないとしてきたのに、オンライン国会のとりまとめでは多数決で強行した」と指摘しました。

改憲問題対策法律家6団体連絡会の田中隆弁護士は、「参議院の憲法審査会では、オンライン国会について多数決でのとりまとめの強行はされなかった。衆議院では今日で11回目の審査会が開かれる。憲法9条の明文改憲への地ならしをしようとしている。ロシアのウクライナ侵攻を口実に憲法に緊急事態条項を明記することは明文改憲につながる。改憲手続き法案はCM規制や最低投票率がないなどの欠陥がある。CM規制、ネット規制など抜本的に改正すべき」と述べ、「憲法審査会の実情を知らせ、改憲を許さない運動を広げていこう」と呼びかけました。

憲法審査会を傍聴し続けている二人が発言。憲法会議の高橋事務局長は、衆院憲法審査会でのオンライン国会問題で憲法56条の「出席」の解釈について、採決で決めた「報告書」では、出席について「オンラインによる出席も含まれる」との解釈の根拠を「議院自律権を援用(適用)」していることを紹介し、憲法審査会での審議や「とりまとめ」が乱暴で、問題の多いものだ指摘。憲法審査会の傍聴を呼びかけました。

参院憲法審査会 オンライン国会について審議 **とりまとめは行わず**

参院憲法審査会は27日、国会へのオンライン出席の是非について審議。各党会派代表から8分ずつ意見表明が行われました。一巡して、委員からの発言は行わず、また衆院憲法審査会では「報

告書」として無理やりにとりまとめが行われましたが、参院憲法審査会としての統一見解は取りまとめず、今後は参院改革協議会で検討を進めることとなりました。

各党会派からの意見表明では、共産党を除く各党は大災害といった緊急事態時など限定的な状況でのオンライン出席は現行憲法でも容認されるとの立場を示しました。

自民党の西田昌司氏は「緊急事態時だけでなく、議員個人の個別的事情によるオンライン出席についても、憲法を改正しなくていい」と主張。立憲民主党の小西洋之氏も「必要最小限度のやむを得ない事情があると認める場合は、例外的に憲法改正によることなく許容される」と述べました。公明、国民民主、維新の会の3党も同様の意見を示しました。

共産党山下氏 憲法 56 条の解釈を多数決で結論づけたのは「越権行為だ」と批判

一方、共産党の山下芳生氏は、衆参両憲法審査会での議論を通じ、「この問題が、『緊急事態』をあげつらって改憲に結びつけようとする動きにほかならないことが明白となった」と強調。衆院憲法審査会で憲法 56 条の解釈を多数決で一方向的に結論づけたのは「越権行為だ」と指摘し、「こうした乱暴なやり方を受けて、参議院でもオンライン出席を課題とすること自体が問題だ」と述べました。

また、自民党が「オンライン出席」とどまらず、緊急事態条項の創設や自衛隊明記などの改憲議論に踏み込んでいるとして、「憲法審を動かせば、次々と改憲項目のすり合わせに向かうことが明らかになった」と批判しました。

さらに、これらは岸田政権が検討する「敵基地攻撃能力の保有」などによって邪魔になる憲法 9 条を改定するものだとの指摘。「このような改憲は、国民多数の願いとも、国連憲章にもとづく平和の国際秩序とも相いれない」と主張しました。

衆院憲法審査会 国民投票法改正案審議入り CM 規制なしに立民怒る

衆院憲法審査会が 28 日の午後に開催されました。毎週 10 時から開催されて来ましたが、自民、公明、日本維新の会の各党などは 27 日、憲法改正に関する国民投票法を改正する議員立法を衆院に共同で提出されたことを受けて、13 時より衆院本会議を開催し、同法案を憲法審査会に付託することを決めて、憲法審査会で趣旨説明し、審議入りさせるために、13 時 30 分からの開催となりました。

自民と維新の会、公明党、衆院会派「有志の会」が共同提出した改正案は、投開票の立会人などの規定を公職選挙法にそえる内容です。

審査会では、国民投票法について各党会派から 1 名 8 分ずつ意見を述べ、その後数名の希望する委員が発言しました。その中で、奥野野党筆頭幹事は 27 日に提出された国民投票法改正案について、改正 3 項目の修正とともに先の改正の際の付帯決議 4 項のテレビ・ラジオの CM 規制強化、インターネット広告の規制導入が含まれていないと批判。審議を進めることに反対しました。また、国民民主の玉木氏は 3 項目の改正には賛成するが、自民は衆院側が今国会成立を目指すのに対して参院側は困難としており、歩調が乱れていると批判し、共同提案に加わらなかったと発言しました。

それらの審議の後、審査会の会長が改正案の趣旨説明を行うと発言。すると、自民と日本維新の会、公明党、衆院会派「有志の会」が委員席の一部に集結し、新藤氏が趣旨説明の文書を読み上げ出しました。これに対して、奥野氏らが立ち上がって「やめなさい。与野党が合意していないにおかしいではないか」と抗議の声を上げました。しかし、新藤氏は強引に読み続け、一応、衆院憲法審査会で審議入りした形となりました。

参院自民党に異論も 成立見通せず

議員立法で提出された国民投票法改正案では、公職選挙法の改正を踏まえ、悪天候により離島などから投票箱を輸送できず、現地で開票する場合の開票立会人の選任手続きを盛り込んでいます。

参院憲法審査会の与党筆頭幹事を務める自民党の石井準一幹事長代理は、記者団に「与野党間のハレーションは起こすべきではない」と述べ、立民が加わらない形の法案提出を疑問視。「残り会期で改正案を仕上げることは参院ではあり得ない」と強調しました。今国会中の成立は見通せない状況です。

憲法改正の発議に向けた地ならしを進める自民党ら改憲政党

—この間の衆参憲法審査会を傍聴して—

憲法審査会は「憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する機関」であり、審査会での議論は改憲原案づくりに直結するおそれがあります。今、国民の多数は改憲を求めている状況にはありませんので、憲法審査会を動かすべではありません。ところが、第208回通常国会では、改憲政党は、これまで少なくとも予算審議中には開催されて来なかった憲法審査会を開催するなど、憲法審査会を動かし続けています。

この間の衆参の憲法審査会をすべて傍聴して来ました。自民党などの改憲派はオンライン国会、緊急事態条項、国民投票法と、それぞれ4回審議させ、「とりまとめ」を行うパターンで、既成事実を積み重ね、階段を上るように改憲発議に向けて審議を進めています。しかし、その審議や「とりまとめ」が極めて乱暴で、問題の多いものです。

憲法56条の「出席」の解釈の根拠を「議院自律権を援用する」と

憲法審査会を動かすために、まず審議したのが、本来は議事運営員会で審議すべきオンライン国会について審議。憲法56条の「出席」の解釈等について4回の審議が行われ、審査会が憲法の解釈権も持っているかのように、議論を行い、それをまとめた「報告書」を多数決で決めるという極めて乱暴な運営を行いました。しかし、「報告書」では出席について「オンラインによる出席も含まれる」との解釈の根拠を「議院自律権を援用(適用)」しています。このことについて、参院憲法審査会の小西野党筆頭幹事は、「衆参憲法審査会で参考人として意見を述べられた長谷部恭男氏ら4氏に改めて聞いたところ、法上問題があるとの見解だった。この報告書は、国を誤る行為ではないかとの懸念を表明せざるを得ない、思うに、全ての元凶は、衆議院の憲法審査会の毎週開催だ」と厳しく批判しました。

次に審議したのが、自民党の改憲4項目の一つである緊急事態条項創設に向けた審議。4月7日は「緊急事態条項」などをテーマに自由討議。自民党は緊急事態条項、とりわけ緊急事態時の議員任期問題について「とりまとめ」を行いたいとの思惑で、いつもは大きい政党から意見を述べるのに、逆に小さい会派からと順番を変えて発言させ、結局、最後に自民党の新藤与党筆頭幹事が「とりまとめ」するように仕向けました。しかし、結局、わずかな審議で、それも想定外の自然災害等の「緊急事態」をあげつらって「緊急事態条項は必要」との繰り返しの審議のため、「とりまとめ」どころではなく、憲法審査会の会長でもない新藤氏が「私なりの整理」としてまとめたような発言をして終わりました。

次は、国民投票法について13日から審議。20日は国民投票法のCM規制問題で民放連の専務理事らの参考人質疑。民放連はテレビとラジオの広告のみを対象に規制強化することには当然反対だが、ネット広告も含めて国民の広告表現を規制することにも、極めて慎重であるべきという立場だ。規制ありきの議論は言論、表現の自由を損ないかねない。ネット事業者に対して広告規制の自主的取り組みを求めることも、期待される効果は得られないだろうと発言。

この意見に新藤氏らは理解を示しました。それは当然のことで、何ら規制しなければ、資金の多い改憲派は好き放題にテレビ、ラジオ、ネット広告を出せることになるからです。「資金の多寡によって投票結果が左右されることが起こる」との問題は全く解決していません。それなのか、28日の審査会では会長でもない新藤氏が「中間的まとめ」とする発言を行いました。

さらに、公職選挙法にそえる国民投票法の改正案を自民らが提出しましたが、通常の午前の審査会を13時30分開催に設定し、13時より参院本会議を開催し、憲法審査会に委託することを多数で決め、そして憲法審査会で強引な趣旨説明が行われました。

結局、改憲発議に向けて、階段を上るように、審議させ、とりまとめすると実績を積み重ねるように審議していますが、その階段は石やコンクリートの階段ではなく、砂や雪で作られた壊れやすい階段のように思えます。

このように、これまでの与野党合意で運営するとの慣例を無視して、好き勝手に憲法審査会を開催し続ける自民・公明、そして「毎週開け」「採決で意見をまとめろ」等と与党に発破をかけ続け

る維新の会、国民民主は厳しく糾弾されなければなりません。参議院選挙で厳しい審判を下し、改憲派を少数に追い込みましょう。
(憲法会議 高橋信一)

全国各地で 5 月 3 日開催される憲法集会等紹介

第 2 回

岐阜 憲法講演会・街頭宣伝

- ① 5月3日 街頭宣伝活動(名鉄岐阜駅前) 12:00~12:30
憲法講演会(岐阜県長良川国際会議場 4F) 14:00~16:00
主催 岐阜県憲法会議、憲法9条を守る岐阜県共同センター
講演 松宮孝明・立命館大学教授 学問と政治<学術会議事件の背景と憲法擁護の課題>
- ② 5月3日 西濃憲法集会2022「こんにちは 憲法です」
主催 「平和・人権・民主主義を考える」西濃憲法集会実行委員会
松元ヒロソロライブ 開演13時30分 大垣市情報工房スィンクホール

三重 5・3 憲法を考える三重県民の集い

会場 県総合文化センター 10:00~12:00
主催 三重県憲法会議 講演 小林武・沖縄大学客員教授

大阪 憲法大学習会

5月21日(土) 14時開会 講師 中野晃一・上智大学教授
「いまこそ、市民が声をあげるとき—どのように「9条守れ!」「憲法いかせ!」を広げるか—
主催 大阪憲法会議・共同センター 会場 阿倍野区民センター「大ホール」

兵庫 戦争させない、9条壊すな! 5・3 兵庫憲法集会

日時 5月3日 13時開会 主催 総がかり行動兵庫県実行委員会
場所 みなとのもり公園とウェブ配信
プログラム 12:30 ミニコンサート ソウル・ゴスペルシンガー新井深絵さん
13:25 メインスピーカー 金平茂紀さん・ジャーナリスト 14:00 パレード

和歌山 全県一斉宣伝行動

5月の全県一斉行動日 5月3日 有田では3ヵ所でスタンディング宣伝

鳥取 憲法講演会 いまこそ生かそう平和憲法—日本国憲法75年の原点と原点—

5月3日 9時45分から11時45分
講演 丹羽徹さん・龍谷大学教授・大阪憲法会議幹事長
会場 米子市コンベンションセンター

鳥取 憲法9条は世界の宝 MakePeaceの集い

日時 5月3日 13:30~15:30 会場 島根県民会館中ホール
講演 望月衣望子・東京新聞記者 「ジャーナリズムと憲法の危機」

広島 2022 平和といのちと人権を! 5・3 広島憲法集会

憲法を活かす 私たちの選択 市民がつくる新しい社会
日時 5・3 10:00~12:00 場所 広島弁護士会館3Fホール
記念公園 佐々木寛・新潟国際情報大学教授
※関連行事 憲法街宣活動 12:45~13:30 平和公園周辺
2022 マイライブ憲法 14:00~ 弁護士会館

福岡 憲法施行75周年 憲法記念日のつどい

5月3日 13:30~ 福岡市立早良市民センター 500名規模
企画 コンサートと講演・高良鉄美参議院議員「沖縄から見た平和憲法」
主催 九条の会福岡県連絡会

大分 憲法記念日講演会

日時 5月3日 10:00~12:00
講演 飯島慈明・名古屋学院大学教授「憲法の平和主義をとせう考えるか」
場所 大分県教育会館